

う状況を見て、どうして自分だけ……という本児の気持ちもあったと考えられたとのこと。里父や里母としてはそのようなことから本児にとって人間関係の本当の信頼関係を築きあげることが困難であり、里親との関係もうまくいかなかった（たとえば、お正月や夏休みに帰省の話を里父や里母、児童相談所から話しを持ち掛けても本児を家に入れることを拒否し、電話をしても父親は一切登場せず、異母姉が対応するとのこと。自宅に 1 泊することはなく、外で食事をして FGH に戻ることをしていたとのこと。父親の子どもに対する拒否感は強かったとのこと）。そこで、月に 1~2 回は児童相談所の心理ケアを定期的に受けていたとのこと。しかし、本児自ら高校二年生になり、他の FGH に行きたいことを児童福祉司に話し、そのことからほかの FGH に委託される（里親としては高校二年生になっていた子どもであり、そう簡単に里親が見つかるとは里父・里母は思っておらず、また、里父・里母は児童相談所の判断として長期間 FGH で見ていた子どもに対してそのような委託変更はしないと考えていた。本児の担当児童福祉司が変更となり、引継ぎが文書あるいは簡単な口頭の引継ぎしかなかったのではないのか？しかし、以前の担当福祉司は同じ児童相談所内にはおり、変更された児童福祉司の上司となったとのこと。よって、里父・里母もきちんと変更した担当福祉司に働きかけをすべきであったとのこと）。しかし、本児、他の FGH に移動したもののうまくいかず、数ヵ月でそこを飛びだし（高校中退後、以前行ったことのある里母の実家に遊びに行ったり、最初の FGH の友人と一緒に遊びに行ったり等はしていたとのこと）、その後、自立援助ホームに入寮するものの（里父がちょうど FGH に遊びに来たときに、そのまま本児を夜中に自立援助ホームに連れて行った。その後、本児の誕生日にカードを送付したが）、そこも上手くいかず、現在行方不明である。

ケース②

本児、義父妹 2 人、母親（聴覚障害、精神疾患あり）、継父の 5 人家族。本児は母親の妹の出産により一時保護的に FGH を使用したものの、その後、継父が本児の存在を疎ましく思っており、本児は継父から養育拒否され、なおかつ身体的な虐待も受けており、短期受託のはずだったのが本児小学 2 年生の夏～現在中学 3 年生の卒業となり、今後も本児としては FGH から高校に行きたいと言っている。本児に対して家族との面会・外出は継続して支援しているものの家庭に本児の居場所がなく、本児も自宅よりも FGH の方がいいと言っており、小学生時には月に 1 回は帰省していたが、現在はあまり自宅に帰りたがらなくなっている（高校受験のことで話しをするため、本児宅に里父と本児と出掛け、本児宅に泊まってくるように声をかけたが、最終的に本児は里父と一緒に FGH に帰ることを選択したという）。母親と本児の面会等の会話については、直接里父と里母が FAX で行っているとのこと。また、本児の引き取りに関しては母親から強い要望もないため、児童相談所として一時保護のはずだったが、本児のことを考え、そのまま本児の委託を延長しているとのこと。

ケース③

本児と母親の母子家庭である。離婚により本児が 1 歳のときに養育困難とのことで乳児院に措置され、その後児童養護施設に移動をする。小学 5 年生時に母親も本児を引き取り

たく、本児も自宅に帰りたい意志が強くあり、家庭引き取りとなるものの母親が夜の仕事をしており、ほとんど本児の面倒をみておらず、中学1年生の3学期に不登校となり、児童票の主訴はネグレクトとなっている。児童相談所としては、本児にとって里親家庭が望ましいだろうとのことからFGHに委託される。本児、現在中学2年生であり、実母に面会・外出を働きかけているが、なかなか思うように進まないとのこと。ただし、委託されて間もない(1年に満たない)ので今後母親と本児の気持ちに期待したいとのことであった。母親が本児の養育に対してやろうとする・意欲や気持ちが感じられず、母親は話しに乗ることはなく、呼び出しても来ない等、家族支援については先行き不安であるとのこと。

ケース④

家庭復帰されたケース①の妹である。依存症のある母親は本児のみ以前母親に引き取られた経験をもつ(小学1年入学時～同年夏頃までは母親宅にて生活をする)が、本児が不登校気味となり、子どもの生活を母親が支え切れなくなり、FGH本児が戻ってきた経緯がある。今回も母親の本児への引き取り希望はあったが、前回、本児の引き取り時にうまくいかなかったことにより、また、常に児童福祉司が常に明解な方針を打ち出し、母親に対して本児が小学校を卒業するまで引き取りは難しいことをはっきり言っており、また、本児は姉に比べて性格が淡白であり自宅よりもFGHが良いと意見を言ったことにより本児のみ引き取りとはならなかった。本児と母親との関係性も絡み、姉妹でも今回、家庭に引き取りされた者とされない者に分かれたが、姉妹とも現在そのことに関しては納得しており、姉もFGHに宿泊したりするので、姉妹関係も以前と変わらず良い状況にあり、母親との関係も家庭引き取りにはならなかったが、特に問題はなく、今後、時間をかけて引き取りに向けて面会・外出・帰省等を継続していく中で小学卒業を次回の引き取りの契機にする予定であるとのこと。

ケース⑤

母子家庭であり、2歳で一時保護を経てFGHに委託されたのは5歳であり、現在 歳である。委託主訴は養育に不適切な環境、ネグレクトであったが(本児のことは育てられないと告知をする)、母親が薬物依存症で刑務所に入所をしていたため、母親が勾留当時は母方曾祖父と本児との交流があった。小学1年生時に本児宛てに母親より「会いたい」という旨の手紙が届き、本児も会いたがり、会うことになるが、本児が描いていた母親とのギャップがあり、本児の学校・日常生活が落ち着かなくなり、荒れることとなる。施設長よりあう必要性があったのかどうかの検証をされ、現在は母親との交流は中断され、曾祖父との交流を行っている。児童相談所とこのケースに対する連絡はほとんどない。A児童ホームの職員会議にて本児のことは検討をし、意見交換をしている。

4 ケースの整理

ケースの整理上述のケースを整理すると以下の表のようになる。なお、虐待の種類については得られた情報を参考としている。また、6ケース中4ケースが里親家庭委託以前あるいは以後乳児院、児童養護施設、他のファミリー、グループホーム、自立援助ホームとの

関係があることを述べておく。

表1 調査対象ケース

保護者との関係	ケースの概要
関係改善	
ケース①	母子家庭。母親はアルコール依存症、精神的に不安定。ネグレクトあり。
ケース②	両親勾留。身体的虐待、ネグレクトあり。
関係改善困難	
ケース①	父子家庭。父親からの養育拒否、ネグレクト。
ケース②	母子家庭+継父。継父による身体的虐待。
ケース③	母子家庭。ネグレクト。
ケース④	関係改善ケース①に同じ。
ケース⑤	母子家庭。ネグレクト。母親勾留中。

5 里親委託後の援助の経過

次に、ファミリーグループホーム委託後の経過を整理した。具体的には①入所段階における児童相談所との関係における援助目標の設定、②入所時点における親の虐待認識の有無、③基本的な援助展開である。この項目にそって整理した結果が下記の表である。

表2 ケースにおける援助展開

保護者との関係の質	項目の整理	概要
関係改善		
ケース①	①児相 ②虐待認識 ③援助展開	①面会・外出・帰省は必要とされ、児相を通して行うことになっていたが、母親が依存症的な部分があり、いちいち児相を通して行うことが困難であったため、FGHと母親が直接面会・外出・帰省の調整を行うことに自然に最終的にはなってしまう結果となった。 ②詳細不明。 ③学校の行事の参加、FGH内での宿泊訓練、段階的帰省練習（最終的には月2回となる）、電話連絡（本児に支障がない限り常時制限はなし）。
ケース②	①児相	①両親が勾留中だったため、主に手紙のやりとりを中心に行う。

	②虐待認識 ③援助展開	②詳細不明。 ③父親と母親は違うところに勾留されていたので、それぞれに手紙を書いていた。母親が保釈されてからは面会・外出・FGH 内での宿泊訓練（最終的には毎週末となる）、電話連絡（本児に支障がない限り常時制限はなし）。
関係改善困難		
ケース①	①児相 ②虐待認識 ③援助展開	①面会・外出・帰省の確認。 ②詳細不明。 ③父親に面会・外出日を設定してもキャンセルが多く、本児はがっかりすることが多く、そのことが繰り返し替えされた。児相や FGH 側が父親に面会・外出・帰省を申し入れても拒否された。
ケース②	①児相 ②虐待認識 ③援助展開	①面会・外出・帰省の確認。 ②詳細不明。 ③面会・外出・帰省をしていたが、本児宅に本児の居場所がなく、本児も自宅に帰りたくなくなり、FGH の方がいいと言っている。
ケース③	①児相 ②虐待認識 ③援助展開	①面会・外出・帰省の確認。 ②詳細不明。 ③児相との確認事項について進めているが、委託されて間もないため、母親の養育態度の変化も見られず、FGH 側で働きかけをしても面会さえもままならない状況がある。
ケース④	①児相 ②虐待認識 ③援助展開	関係改善ケースの①に同じ（家庭復帰に至ったケースはあ姉でありこの家庭復帰に至らなかったケースはの妹のケースである）。
ケース⑤	①児相 ②虐待認識 ③援助展開	①不明。 ②詳細不明。 ③母親が勾留中のため、手紙による交流をしていたが、勾留中の母親に会わせることを行い、本児へのマイナスの影響が出ており、曾祖父との交流を継続中。

FGH 委託時点における児童相談所との援助目標の設定については、多くは形式的な面会・外出・帰省の確認のみであり、その後、ケースによっては、児相を通して行うことができなくなり、自然に FGH が直接保護者と対応することになったものもある。また、虐待認識については、その必要性が浸透していないせいか、虐待の事実を確認するという意識で関わっていない可能性が伺われ、情報の不確かさがみられる。

6 関係が改善され家庭復帰に至ったケースの要因分析

親との関係が改善され、家庭復帰に至ったケースの要因を分析することにする。その結果が以下の表である。中項目として取り出したのは4つの項目である。第一には保護者への働きかけがあげられる。行事への参加やFGH内での宿泊訓練、電話を常時とる、子ども宅への送迎等、保護者を巻き込んだ養育を粘り強く行っていることが伺える。第二には子どもへの働きかけであり、具体的には子どもからの保護者への手紙である。第三には関係機関との役割分担、連携がとられていたことがあげられる。さらに第四には保護者からの強い引き取り希望があり、親としての役割意識・保護者のもつ力があげられる。第五には子どもの自宅へ帰りたいという意識・意向がある。これは言い換えれば保護者と子どもとの関係の変化とみなすことができるかもしれない。そして、以上から、大項目は直接保護者と関わるFGHの里父・里母の粘り強い関わりと支援、ソーシャルサポート体制が構築されていたこと、親子間の肯定的側面があげられる。

表3 保護者との関係が改善され家庭復帰に至った要因の分析

小項目	中項目	大項目
母親に対して子どもの学校行事への参加を促す(ケース①、②)。	保護者への働きかけ。	FGH 里父・里母の強い援助・働きかけ。
母親と本児を FGH 内において宿泊訓練をする(ケース①、②)。		
FGH 側が子どもの自宅へ車で送迎をする(ケース①、②)。		
保護者からの電話をいつでも子どもにとってマイナスでなければ制限なくとる(ケース①、②)。		
いつでも保護者は電話の上、FGH に子どもの面会に行くことが可能であり、外出、外泊も可能である(ケース①、②)。		
FGH の里父・里母が保護者の話しをじっくり聴く(ケース①)。		
子どもから保護者への手紙(ケース②)。	子どもへの働きかけ。	
児相と FGH の役割分担・協力体制(ケース①)。	関係機関との連携。	ソーシャルサポートの構築。
保護者の引き取り希望(ケース①、②)。	保護者のもつ力。	親子間の肯定的側面。
子どもの自宅へ帰りたいという要望(ケース①、②)。	子どものもつ力。	

7 関係が改善されず、家庭復帰に至らなかったケースの要因分析

保護者との関係が改善されず、家庭復帰に至らなかったケースの要因について分析を行った。その結果が次の表である。

表4 保護者との関係が改善されず家庭復帰に至らなかった要因の分析

小項目	中項目	大項目
面会・外出日を設定しても、保護者からのキャンセルがある（ケース①）。	保護者等の無責任な態度。	保護者（大人）の課題。
継父が子どもの存在を疎ましく思う（ケース②）。		
子どもに対する養育意欲・引き取る気持ちが保護者にほとんど感じられない（ケース②、③）。		
連絡をしても全く保護者は応えることがない（ケース①）。		
保護者から子どもが拒絶されている（ケース①）。	保護者の養育能力。	子どもの心理的側面。
保護者が勾留されている（ケース⑤）。		
里子と実子の関係（ケース①）。	年齢の近い子ども同志の関係性。	
FGH内の子どものたちの帰省状況を目の当たりにし、帰省できない子ども自身が感じ取るものがあつた（ケース①）。	子どもの家族に対する思い。	
親からの面会・外出等のキャンセルが何度も繰り返される（ケース①）。	親子間の信頼関係構築の難しさ（ネグレクトケースの困難性）。	児童相談所の役割。
児相の担当児童福祉司の変更・引継ぎの曖昧さ（ケース①）。	児相との連携の不足。	
児相が一時保護で預かったケースをそのまま延長している（ケース②）。		
児相からの連絡はほとんどない（ケース⑤）。		
子どもの意見を聞き、子どもがFGHにいたいという（ケース②、④）。	子どもが冷静に保護者に対して評価をすすめる。	子どもの意見・意向の尊重と重要性。
児相の児童福祉司が子どもからの意見としてFGH変更を行ったが、数ヵ月後、子どもはほかのFG宅より無断外出を行う（ケース①）。	児童福祉司の見立ての甘さ。	児童福祉司の専門性。

親からの面会・外出等のキャンセルが何度も繰り返される（ケース①）。	子ども側に立ち、親子間の関係性の整理を行うことの重要性。	
ほかのFGHに移動したものの、数ヶ月でFGHを飛び出し、自立援助ホームに入寮するものの行方不明。	信頼関係の構築の困難性。	アフターケアの重要性。

保護者との関係が改善されず、家庭復帰に至らなかったケースの要因を分析してみると、次のようになるだろう。第一に、保護者の無責任な態度、養育能力としての保護者の課題があげられる。第二に、里子との年齢の近さやほかの子どもたちとの比較（帰省できるほかの子どもを目の当たりに見ることによる）、信頼関係の構築の困難性（保護者からの面会・外出のキャンセルに何度も振り回されることによる子どもの心の不安定さ）に見られる子どもたちの心理的側面の困難さがあげられる。第三に、児童相談所との連携不足にみられる児童相談所の役割があげられる。第四に、子どもたちが成長をすることにより、保護者に対する評価を冷静に行うことに至ったという子どもの意見表明・意向の尊重があげられる。第五に、児童相談所における児童福祉司の見立ての甘さ、子どもの立場にたって考えるという基本的スタンスの欠如によると思われる洞察力・判断力ともいべき児童福祉司の専門性があげられる。第六に、親子関係における信頼関係の構築や子どもとFGHの里父・里母の信頼関係の構築が子どもにとって重要であり、前者の関係が望めない場合、後者の関係性は子どもにとって重要であり、FGHを出ることになってしまったが、今後のアフターケアが重要である。

8 その他

最後に、ケースとは関係なく、質問をした項目について以下に整理をしておく。委託児童の家庭復帰を促進するために重要なこととしては、

- ①家庭復帰に向けての支援のための電話代、交通費、物理的スペース（親子が宿泊可能な部屋の確保）等の補助の必要性。
- ②関係者機関（児童相談所（児童福祉司、心理判定員等）、学校、FGH（施設））との話し合い・連携の重要性。
- ③児童相談所の児童福祉司が頻繁にFGHに足を運ぶことによる保護者対応と子どもの様子・成長の確認・評価の重要性（児童福祉司の仕事の多忙さがあるので児童福祉司の増員をしてほしい）。
- ④社会資源が少ないことにより、それぞれの事情を考えずに児童相談所がFGH宅に委託することにより、FGHの枠が定員以上であり、家庭復帰に向けた取り組みをするという状況が困難性を極めている現実があること。
- ⑤研修を通して家庭復帰を促していくということで、虐待関連やほかのFGHにおけるケース検討会が行われているが、最終的にはそれぞれのケースの保護者とFGHの里父・里母がどのように関係を築き上げていくかにかかってくるので、経験を一つひとつ積み重ねていくしかないという側面が大きくなること。

9 考察

考察では、保護者への関係形成が改善される、あるいはされないといった相違を通して、里親家庭における家族支援とは何かについて考察をしていくことにする。そして、その考察を前提に、今後どのような方策が検討されるべきなのか、考察を深めていきたい。

(1) 改善されたケースの共通要因を踏まえてのファミリーソーシャルワーカー（以下 FSW とする）の役割と改善に至らなかったケースの要因を踏まえての FSW の役割

家庭復帰に至ったケースの要因から里親家庭における家族支援を検討すると、保護者においても子どもにおいても相互間の関係に肯定的な側面を持つことが必要であるといえる。その肯定的側面を手紙や電話、帰省を通して子どもから保護者へ、保護者から子どもに伝えることが重要である。その直接子どもと保護者との橋渡し役が FGH において重要である。その際、具体的には常時電話・手紙・宿泊訓練・FGH の車での帰省の送迎を FGH 側が粘り強く丁寧に一つひとつ積み重ねていくことが重要である。ただし、家庭復帰に至ったケース②においては、母親に対して家庭復帰に向けての取り組みが 1 年間通して丁寧になされていたが、父親の強い希望によりその後、なし崩し的になってしまったような状況がみてとれる。そのようなことから、関係者機関（児童相談所、学校、保護者、FGH 等）が集まって子どもにとってどのようにすることがよりよいことであるかを検討する必要があるのではないだろうか。丁寧に一つひとつのケースを読み解くことにより、簡単に引き取られ、子どもが家庭復帰に至ればよいというのではないことがその後の FGH の里父や里母が家庭復帰に至った子どもの誕生日にカードや電話をしてもなしのつぶてであることがここには秘められているかもしれない（もちろん、抽象的ではあるが子どもがそれなりに幸せに暮らしているならば、いいのであるが……）。

次に、家庭復帰に至らなかったケースの要因を踏まえた上で里親家庭における家族支援の課題を検討していく。保護者や実母と継父の関係性による無責任・いい加減な養育態度を FGH の里父・里母が何度も保護者等に丁寧に対応を重ねていっても改善されない、あるいは保護者と直接会うことができないことによる FGH の里父・里母には疲労感だけが残る、さらにはこれ以上どうすることもできないという焦燥感だけが残っている。また、里子と実子との年齢の近さによる関係性の問題や FGH 内にいる子ども同志の帰省可能か、否かのことでそれぞれの子どもの内部に起こる心理的葛藤があったり、保護者が子どもへの言動の不一致から子どもの心理面が大きく揺さぶられる状況があり、子どもへの心理面に対する心理的サポートの重要性があげられる。また、FGH に子どもを委託する場合の子どもの組み合わせについても考慮する必要性が大きくあるかもしれない。

また、児童相談所の意義・あり方・役割に関する事柄としては、担当児童福祉司が転勤等によって変更・引継ぎされなければならないとき、文書や口頭による引継ぎだけではなく、重要ケースにおいては関係者会議（委託されるときはもちろん、委託された後も保護者あるいは子どもの変化に伴って、定期的に）を開催することも必要であるだろう。今回のケースにおいては児童福祉司が同じ職場にいたのであり、引継ぎはもとよりスーパーバイズを行うことが必要だったのではないだろうか。今日における児童福祉司の業務量の多さや質の深さにも関係するが、児童福祉司が常時新規受理に追われ振り回されている現在、

施設入所等の子どもたちの援助には手が廻らない状況があることは知られているが、だからといって子どもがそのことで決して犠牲になってはならないだろう。ただし、丁寧に家族支援を児童相談所と FGH 側が連携し、それぞれの役割を担い、子どもたちの家族支援を行う必要性から児童福祉司の増員は重要であることはいえるだろう。そして、子どもの意見表明を尊重したためか詳細は不明であるが、高齢児の児童をほかの FGH に移動することになったケースから児童福祉司の見立ての甘さ、子ども側に立った親子間の関係調整を行うことを専門職として児童福祉司が行うことは当然である。もし万が一、子どもが意見表明として、ほかの FGH に行きたいと児童福祉司に話しをしたとしても本児がどのような理由があってそのようなことを言ったのかを検証した上で、その後の援助を決定し、支援することが重要である。その場合、やはり子どもを巡る人達が連携し関係者会議をその機会ごとに開くことは重要である。そして、そこで、それぞれの機関が役割を明確にし、援助方針を具体的に決定することが大切である。さらに、ほかの FGH にてうまくいかず、自立援助ホームからも行方不明となっている子どものケースからアフターケアの重要性（委託が切れたとしても、その後、子どものことを継続的に見守ること）があげられる。

さらに、子どもの理解する力や子どもの個性等にもよるだろうが、子ども自身が保護者に対して冷静な判断・評価をし、自宅に戻らないという選択をしたケースからいえることは、子どもの個性等にもよるだろうが、FGH における専門的な援助を日々積み重ね行うことによって子ども自身が生活力を築き上げることが重要であることが伺える。

家庭復帰をしたケース①と家庭復帰に至らなかったケース④は同じ保護者である。そのケースからいえることは、保護者も姉妹もそれぞれが現在の家族の距離感に納得している点である。つまり、家庭復帰に至ったことが子どもにとって「成功」、家庭復帰されなかった子どもが「失敗」ということではなく、自宅もあり、FGH という家庭もあって良いということであり、家族のもとに戻ることが全てうまくいったことではないのではないかとことである。家庭に戻る、戻らないという二分することではなく、一つひとつのケースによって異なるし、その子どもと保護者がどのようなかたちであってもそれぞれが大切にされ、適度な距離感をもち、それぞれがそれなりに納得するものがそのとき一番であり、一番弱い立場となる子どもの最善の利益を考えて家族のもとに帰ることも一つであり、帰らずに FGH 等の里親家庭で生活することも一つであり、ほかの FGH にいくことも一つであり、自宅と FGH 等の里親家庭の両方をうまく住み分けしながら、どちらかに主軸を置きつつ、うまく距離感を持ちながら、生活を行っていくことも一つの方法であるだろう。もしかしら、そのほかにも考えられるものがあるかもしれない。それぞれ一人ひとりの子どもにとって最前の利益は何であるかをそのいろいろな出来事が起こったときどきに話し合いをし、関係機関が連携しながら考えて援助・支援をしていくことが重要であるのではないだろうか。

(2) 結論と今後の課題

今回の調査において、ケースは 2FGH の 7 ケースであった。質的調査ではあるが、もう少し、量的にも多いことが普遍的なものが出されるかもしれない。今後、調査を継続することによって、里親 (FGH) で暮らす子どもたちの家族支援の現状と課題が出てくるだろう

と思われる。

また、今回の調査においては家庭復帰に至らなかったケースの特にネグレクト家庭の社会背景等が今一つ見えてこなかった。ネグレクトを主訴とした関係形成が困難な保護者の情報は収集しにくく、ある FGH の里父は「蛇の生殺し状態に子どもはおかれている」と表現をしていたが、ネグレクトと簡単にいっても幅があり（食事を与えないというものや登校禁止、衣類や風呂に入れていない、簡単な養育拒否なのか等の中の一つだったり、複雑に絡みあっているのもの等）、さらに詳細な調査が今後は必要になってくるだろうと思われる。一人ひとりの子どもにとってどのようなかたちが最善の利益といえるのか、その援助をどのように展開していったらよいのか、特に信頼関係がとれない子どもとその家族に対しては今後どのように援助を重ねることがよりよく重要であるかを明確にしていきたいと考える。

参考文献

- ・日本子ども家庭総合研究所編『厚生省 子ども虐待対応の手引き』有斐閣 2001年
- ・鈴木力「被虐待児の心身の機能回復に向けた家族支援のあり方に関する研究」『平成 15 年度厚生労働省科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書』厚生労働省 2004年

児童養護施設等におけるファミリーソーシャルワークの確立にむけた一試論 —理論的アプローチを基盤として—

本論文執筆者：山田 勝美（長崎純心大学）

児童養護施設等ヒアリング調査分担者：鈴木 力（聖徳大学短期大部）

山田 勝美（長崎純心大学） 天羽 浩一（鹿児島国際大学） 谷口
純世（愛知淑徳大学） 齋藤 美江子（東京都八王子児童相談所）村
田 一昭（愛知県立大学） 篠島 里佳（横浜市中心児童相談所）内
海 新祐（旭児童ホーム）

1 はじめに—問題の所在と論文の目的

2年間に渡り、被虐待児の心身の機能回復には、当該家族との関係修復が欠かすことのできない要件のひとつであるという前提のもとに研究を行ってきた。こうした研究過程のなかで実感したことのひとつは、厚生労働省がいみじくも家庭支援専門相談員の配置を行い、これをファミリーソーシャルワークと述べたことにある。つまり、家族との関係修復をはかっていくためには、施設処遇のなかにソーシャルワークが必要だということを実感したのである。それは、親が抱える課題は極めて社会的問題であり、それは親個人の心理的課題と周囲との環境の相互作用によって生み出されていたからである。

さらに、施設処遇にソーシャルワークが必要だというなかでも最も強調しておきたいのが、何かしらの理論に基づくアプローチの展開なのである。特に、虐待する親のニーズ理論的基盤によって把握し、これを対応するといったアプローチこそが求められている。

家族の抱える課題はすべてが個別的である。したがってその方法も千差万別となる。ある理論やアプローチがすべての家族の課題に対応できたのなら、こんなに都合のよいものはない。施設現場では、それぞれに事例に見合った方法を模索しながら対応しているだろうし、理論は絶対ではないのだから、そうした姿勢は望ましいとさえいえる。

だが、最終的には個別的方法を見出しながら対応していくにせよ、対応レベルのある段階においては、過去の事例のなかで通用した知識を用いて対応している部分が現場にはあるはずである。つまり、そこにこそ理論化できる部分がある。同時に、どの現場においても、一定の普遍性をもったアプローチがはからなければ、施設現場ごとの対応がなされてしまう結果にもなり、そうした意味でも理論化していく必要があるといえる。

こうした前提に立った際に、現在の理論的な検討は、いまだ未確立な状況にあるといっ
てよい。具体的にいえば、施設入所の段階から退所後にかけての援助アプローチが整理されてはいる。（庄司 2004、芝野 2004）こうした準拠枠を確立した意義は大きい。だが、特に、親のニーズをいかなるソーシャルワークの理論を用いて、把握し対応するのかという議論までは言及されていない。

こうしたなかであって理論化の検討もはかられてはいる。野口（2005）は、行動療法の理論を用いたアプローチを検討している。虐待する親の行動上の課題をふまえ、その論を展開している点において興味深い。こうしたアプローチの有効性を認めつつ、だが、虐待する親そのものがこうしたセッションに参加しない場合の限界をも同時に考える。また、

北川（2004）もライフモデルに依拠したアプローチの可能性について論じていると考えられるが、その言及は紙数の関係もあって、具体的なアプローチまでに及んでいない。

そこで本論文では、ファミリーソーシャルワークに関する先行研究の整理を行いつつ、2年間の研究成果をもとに、虐待を受けた子どもと保護者の再統合をはかるために理論的アプローチの体系化を試みてみたい。そのことで、家庭支援専門相談員の役割をいくからでも明確化できればと思う。

2 先行研究の整理

ここではまず児童養護施設等における家族再統合にむけた支援のあり方について、どのような理論的検討がなされているのかを概観したい。

庄司（2004）は「乳児院・児童養護施設等における被虐待児童への援助のためのガイドライン」を作成した。ここでは、「保護者に対する虐待の『告知』」といった援助の考えるうえでのポイント示したうえで、基本的には、入所前の段階からアフターケアまでの援助の過程とそれぞれの時点での援助の視点が明示されている。子どもが入所中の外出・外泊条件の整理等、細かく、しかもポイントが整理されており、まさに「ガイドライン」として十分な内容になっている。

これと似た議論として、芝野の議論がある。芝野（2004）は、「施設ファミリーソーシャルワークは、ファミリーセンタード児童福祉実践を基本とし、保護を必要とする子どもと支援を必要とする家庭に対するソーシャルワークであり、ケースマネジメントがその中心的な手続きとなる。」とする。さらに芝野は、このケースマネジメントを子どもに安定した恒久的な成長の環境を保障するという意味で「パーマネンシー・マネジメント」と呼び、その流れを示し、その段階における視点を提示している。施設に入所している子どもの「パーマネンシー」を保障するという視点は、固有性をもっている。確かに、子どもの発達保障という観点に立ったときに、これは重要な指摘である。

こうしてみると、庄司と芝野の議論は、援助の展開とその際における留意点を整理している点において共通性があるといえる。援助展開における重要な視点を整理した意義も大きい。だが、同時に、虐待する親の固有のニーズ把握とそれをふまえた援助を展開するための理論的基盤が必要ではないだろうか。

他方、ソーシャルワークの理論を用いた検討も行われている。野口（2005）は、行動アプローチに基づいたファミリーソーシャルワークを提案している。具体的には、「虐待行動は、子どもの有害な相互関係上の障害とみるのが可能となり、援助の焦点は有害な相互関係を維持する先行刺激や結果に変化を与え、有害な相互関係の連鎖を断ち切ることになる。」とする。野口はこうした見解のもと、親と子どもの相互関係におけるニーズを特に、①「養育知識の不足」、②「暴力的なコミュニケーションの多さ」、③「セルフレギュレーションスキルの不足」の3点とした。野口は、セルフレギュレーションとは、下位概念に自己効力感や自己マネジメント、問題解決能力等を含んだ概念として取り上げ、虐待する親には、全般的な低い認知能力や認知の歪みがあり、これが生活ストレスを高めたり、虐待行動への先行刺激となりうるとする。そこで、怒りのマネジメントスキルである「落ち着くヒント」、子どもへの歪んだ認知の変容を意図する「子どもの発達と親の期待」、低

い認知能力や生活ストレスの軽減を目的とする「問題解決技法」を教えることから、親への認知面へのアプローチを行うとする。

北川（2004）は、明確に理論的視点について言及していないが、「人と環境の交互作用」を理論的基盤にもつライフモデルに依拠して論じているものと考えられる。それは、北川が、「児童養護施設で暮らす子どもとその家族個々人の環境との交互作用を通じて形成されることの理解が必要となる。」（p 8）と人と環境というライフモデルの理論をふまえていると考えられるからである。そのうえで、北川は以下の家族支援の方略を以下の通り整理し、まずアセスメントの視点を提示する。

「①子どもを含めた家族の生活水準とライフヒストリー、②家族の構成や家族内の力（抑圧）関係、③家族が暮らす環境や社会資源との接触状況、④親の子育て能力・態度、⑤家族意識とジェンダーバイアス（gender bias）等々の施設で暮らす子どもが抱える多様な形態からなる生活課題を規定する因子に着目し、分析しながら検討することを求められよう。」

このうえで、北川は、窪田暁子の提示する実践方法を施設におけるファミリーソーシャルワークの方法を以下のように提案している。

「①施設における日常生活場面での生起する危機への応急的な対応、②問題状況のアセスメント、③生活条件の整備、④生活形成力（生活設計能力）の発展・強化、⑤以上の活動に基づいた社会福祉及び関連政策・行政・運動への提案・活動とその組織化と連携・協働、等である。

野口や北川の理論的な観点はそれ自体として有用であろう。野口の指摘は、虐待する親のニーズをふまえ、親自身が自らの行動を変えていくという意味において興味深い。だが、これはある程度の意欲と動機付けをもった親には効果的であるように思うが、児童養護施設に虐待によって子どもを入所させた親、特に、自らの行為に課題意識をもてず、防衛としてしまうような親にどこまで有用なのだろうか。同時に、野口自身も「人と環境の交互作用といっても、依然そこには曖昧さが残る。」と述べており、その指摘をある部分においては認めつつも、親のニーズは環境によって構築されている面があり、そこに向けた援助を考慮しないわけにはいかない。

そうした意味において、北川の視点は環境に開かれている。だが、野口の指摘する「曖昧さ」を十分に克服しているとも考え難い。紙数の関係もあつてか、虐待する親の固有のニーズをふまえた議論まで言及されていないのである。

3 調査結果の整理

さて、次にわれわれが行ってきた2年間の調査成果を①親が抱えているニーズとは何か、②それを変える要因とは何であったか、という点を整理していきながら、それらが意味することについて考えていきたい。

われわれの研究では、親との関係が改善された事例と困難さを抱えた事例を施設側に抽出してもらい、その改善もしくは困難な要因を分析することから、有効な援助方策や課題を検討していった。

そこで、親との関係が改善された事例から関係改善をはかるための要因を、関係改善が

困難な事例からは、ニーズを整理していきたい。

(1) 15年の調査結果

表1を見ていただくとわかるように、関係が改善された事例の中項目として取り出されたのが、4点の項目である。1点目が、「親への働きかけ」である。子どもとどう関わったらよいのかを伝えたり、親に子どもの養育における主導権をもたせ、責任感等を育む働きかけである。2点目が、「子どもへの働きかけ」である。子どもの良好な変化が親自身の変化を導くということである。3点目に、児童相談所（以下、児相）等の関係機関との連携が指摘されている。4点目に指摘したいのが、「親自身のもつ力」である。親自身が自ら行った行為を内省し、子どもに謝罪する力等である。

改善が難しかった事例の要因としては、親の課題がまず指摘できる。親の無責任さやいい加減な態度、さらには、職員を振り回したり、威嚇する態度である。母親に多かったのは、男性への依存性である。頻繁に親密な関係を変えているわけである。同時にいえるのは、親族との関係の悪さである。つまり、ひとついえることは、関係改善がみられない親は、恒常的で安定的な人間関係を過去も現在も構築できていないということである。

親の態度は子どもに否定的な影響を与え、それが親との関係を悪化させている。だが、他方に子どもに対して不適切な関わりをしているにもかかわらずそうした親を相対的に捉えることができず、むしろそうした攻撃行動を取り入れ、それが他児への乱暴な行動につながってしまう場合やそれでも家に帰ることを希望してしまう子どもの姿もみられた。

最後に指摘したいのが、基本的な生活環境の劣悪さである。経済的な困難さ、住居といった安定した生活の構築に不可欠な部分に不安定さがある。親は他者との関係性と共に居場所さえ不安定であると考えられる。

表1 15年度調査結果

親との関係が改善された事例の要因		親との関係が改善されなかった事例の要因	
中項目	大項目	中項目	大項目
親への働きかけ	職員の忍耐強い関わり	親のいい加減・無責任な態度	親の課題
子どもへの働きかけ		相手を振り回す、威嚇する態度	
関係専門機関との連携	ソーシャルサポートの構築	男性への依存性	子どもの側の否定的な状況
インフォーマルなサポートの存在		子どもが親に否定的影響を受けている	
母親自身のもつ力	肯定的側面及び内在する力の活用	子どもが親を否定的に捉えてしまう	専門職の専門性
子どもの良好な変化		専門職に求められること	

	親族との関係の悪さ	生活基盤の脆弱さ
	経済的な困難	
	住居の問題	

(2) 16年度調査結果

次に16年度の調査結果である。

まず親との関係が改善された事例の要因であるが、これは、5つの項目に分けられた。一点目が、家族の再形成である。今回の事例では、祖父母との同居や離婚がそもそも家族の再形成の契機になった事例があったのである。2点目が、子どもの変化である。15年度にもみられたが、子ども自身が親を肯定的に捉えられるようになると、親自身の変わろうとする動機付けにつながると考えられる。これと関連するのが、3点目の親や家庭の動機付けをもたらすである。家庭に密な連絡をもち信頼できる職員の存在を伝え、同時に親自身のもっている力をいかしていく関わりである。これも15年度と共通しているのだが、親自身を課題解決の主体として捉えていくことの必要が出ている。4点目は、施設の専門性である。ここでいう専門性とは、ひとつには施設内の職員間の連携を意味し、もうひとつには、虐待する親へのコミュニケーション技法である。そして、5点目が生活の改善である。就労先や住居が確保されること、それが生活の安定の基盤になっていくのである。

次に改善が難しかった事例の要因である。ここでは、3つの要因が指摘できる。1点目は、親もしくは子の、世代間連鎖する不安定な愛着関係の歴史がもたらす課題を指摘できる。これに関連するのが、2点目の母の課題である。

3点目が、不安定な就労や地域社会からの孤立がもたらす生活の不安定さである。むしろ、これは、親自身のもっている課題と相互に関連していると考えられる。親が他人に対する根深い不信感をもっているため地域に関係を求めようとせず、地域社会もそうした親の存在に気づくことができないという循環になっていると思われる。

表2 16年度調査結果

親との関係が改善された事例の要因		親との関係が改善されなかった事例の要因	
中項目	大項目	中項目	大項目
祖父母との関係の活用	家族の再形成	家族関係上の根深い課題	家族及び親族の抱える課題
家族関係の変化		子どもの課題	
子どもの成長および変化	子どもの変化	母の課題	母の抱える課題の深刻さとそれへの対応の難しさ
フォーマルなサポート	社会資源	専門機関の対応の不足	
インフォーマルなサポート		不安定な就労	生活の不安定さ
家庭への密な連絡	親や家庭の動機付け	地域社会からの孤立	

親ができることを巻き込む	をもたらすはたらきかけ	/
母の防衛への対処		
施設内における連携	施設の専門性	
家庭支援専門相談員の専門性		
就労先の確保	生活の改善	
住居の確保		

(3) 共通している点とそれが意味すること

ここでは、以上の調査結果に共通する点を明確化する。

まず共通しているのは、親の心理的課題である。それはいい加減な態度であったり、相手を振り回したり、威嚇する態度、依存性等であった。これらの課題を捉えていく際に重要な点は、親のこうした課題は、親自身の生育史における愛着関係の未成立が関与していることである。こうした愛着関係の未成立は何をもたらしているのか。それは、他者や自己に対する基本的信頼の不十分さである。他者が自分を肯定してくれると思えないからこそ、虐待をしてしまった現実を認めることはできるわけがない。虐待をしてしまう現実を認めることが、一層の自己への非難を強化させるというメタ認知があるからだ。また、自分も愛されるに相応しくないというメタ認知は、誰かに承認されたいという欲求をもたらす。これが男性への依存性につながる場合や時には子ども自身にそれを求めることもある。子どもを自分が支配できる「モノ」として存在している限り、自己の有能感は維持できるからである。

こうしてみると、虐待した親の行動を理解する手段として、愛着を基盤としたアプローチの可能性が浮上してくる。

また、家庭復帰できている親は、多少なりとも基本的信頼感が醸成されており、特に、自己の虐待行為をみつめ、改善しようとする内省力があった。この内省力も、自己への信頼を基盤にしていると考えられ、後ほど愛着との関係も検討してみたいと思う。ここで指摘したいのは、虐待した親であっても、自己の状況を改善できる力を有していることである。彼らが無能な親として捉えるのではなく、彼ら自身が自己の課題を解決していくことのできる主体であると捉えるストレンジ・スアプローチも検討してよいだろう。

また、親のこうした課題は、周囲の関係性と関連している。無責任な態度は、周囲からの孤立をうむだろうし、これが生活不安をもたらすことになる。困った際に頼る存在のなさや、いい加減な態度が職場でみられれば不安定就労につながるだろう。逆にいえば、周囲の環境を効果的に活用することができていれば、彼らの生活は安定するのである。いってみれば、彼らとそれを取り巻く周囲との関係をいかに調整するかといった、ライフモデルアプローチの可能性がここにおいて浮上してくる。

また、システム論も有効ではないか。子どもと親をひとつのシステムとして捉え、その調整をはかっていくのはもちろんではあるが、時間軸という視点をも用いることが可能であると考えられる。時間軸という意味でいうと、ひとつは、家族システムのひとつの崩壊、今回の調査結果では、離婚お呼び祖父母等との同居が、新たな家族の再生につながっていた。離婚によって虐待問題が解消したということではできないかもしれないが、それが家族再生として、積極的に捉えていく必要を示唆してはいるだろう。

4 理論的アプローチの適用の可能性を検討する

さて、ここでは、4つの理論的アプローチの適用の可能性を議論したい。まず申し上げておきたいことは、ファミリーソーシャルワーカーは、この4つの理論を場面や状況のなかで使い分ける必要があるということである。では、それぞれのアプローチをどのような場面において、どのような意図で用いていくのか、このことを具体的に検討したい。

(1) アタッチメント・アプローチ

アタッチメント・アプローチはどのような場面でどのような意図をもって適用可能であろうか。それは、「現在の行動や対人関係における問題を理解する」(Howe,1995/2001)手がかりを得られる点にある。家庭支援専門相談員は、親の理解し難い行動に苦しむことがある。この際に親の行動の背景にある課題に対する推察があれば、彼らの行動を通して、彼らの行動や対処行動のパターンを理解して対応できる可能性が浮上する。

アタッチメントは、乳幼児期の発達課題として了解されているが、今日、アタッチメントが、人の生涯にわたり、影響を及ぼすことがわかってきた。(数井、遠藤、2005)本論文で注目したいのが、世代間連鎖に関する議論である。世代間連鎖が現実に関係を引き起こすのかどうかについての議論も必要であるが、ここでは、その成否は別として、ここで議論されている内的作業モデル (Inner working model) という概念に注目する。これは、いわば、親との愛着関係のなかで、子ども自身が対人関係上のメタ認知を形成すると考えられるところからきている。つまり、安定した愛着を形成した子どもは、人は信頼できるものだというメタ認知を有して対人関係を形成するから、信頼関係が形成されやすいということである。むしろ、虐待の場合は逆で、人は信頼できないというメタ認知があるので、信頼関係は恒常的に形成しづらく、これが世代を連鎖するというのである。

つまり、こうした見解にたてば、家庭支援専門相談員は、親の生活史を把握すれば、もしくは現在の子ども等との関係性をみれば、その親自身のワーカーとの関係性に派生してくる課題等がみえてくることになる。

では、そこにはどのような関係性のパターンがあるのだろうか。例えば、Howe は、そのパターンを安定型も含め5種類提示している。(p204-208) これらの知見には客観性が十分にあるというわけではなく、この点については、いまだ検討の余地があることも付言しておくが、親の関係性のパターンを理解するうえでのひとつの定式を与えているとも考えられる。例えば、①不安定、アンビバレントあるいは抵抗型アタッチメントでは、特徴は不安定さであると指摘し、対人関係の特性は「近づきつつ抵抗する」というものである。これは、親が自分の都合のよい時だけ子どもに関心をもつので、子どもは、愛されたいから

近づくと、見捨てられそうになったら、自分から離れる（抵抗）するということから来ている。他にも、②回避的アタッチメントがあり、これは、親密になることを危険とみなし、避ける傾向にあり、対人関係の特性は「離れる」であるとされる。③として、無秩序アタッチメントがあり、愛着のパターンが混乱して一定のかたをとっていない（回避やアンビバレントのように）ために無秩序とされているのだが、重要なことは、それほどに愛着関係が未成立であるということだ。結果として、このタイプの対人関係の特性は、「おとなしくしている」ことであるという。最後の④としては、ノンアタッチメント、つまり愛着関係が築けなかったとするものである。これが最も重篤であると考えられ、このタイプの特性は、無差別的に好意を示し、衝動性も高く、葛藤や欲求不満が満たされないと怒りと攻撃性が高まるとされている。

こうした対人関係の特性を理解する時に重要なことは、自己防衛として「離れる」のであり、「おとなしくしている」のである。それ以上、自分が傷つかないための方策なのである。施設に怒鳴り込んでくるような親は、上述の見解からすればノンアタッチメントなのかもしれないが、そうした親が怒りと攻撃を施設に向けてくるのも、自分で淋しさを受けとめられず、したがってその理由を転嫁してくるのだと考えられる。ネグレクトの親が、子どもにより関心をむけられないのも、子どもに否定されてしまうことの不安とそのような可能性を信じていることができずに、取り戻そうとする働きかけができないと理解することもできる。

したがって、対応レベルにおいて求められることは、現実の生活のなかでの信頼関係の形成を基盤とした親自身の内的作業モデルの修正である。ここで重要になってくるのが親の防衛を理解し、ソーシャルワーカーが安心できる存在であり続けることである。この時に重要になってくるのは、親の対人関係形成においては、「基本的不信」を基盤にしていることを忘れずに、親に非現実的な空想をもたせるようなことのない限界設定を基盤にした粘り強い関わりが重要になってくるだろう。

ソーシャルワーカーは親を喜ばそうと思って言った一言が、親にしてみれば、達成されるに達しない願望と化す。それが達成されない時、基本的不信のメタ認知が働き、ソーシャルワーカーへの不信が強化されてしまうからである。

次に重要なことは、子どもにすら否定されてしまったのではないかという不安を抱いている親に対し、子ども自身は親を全面的に否定しているわけではなく、やはりどこかで親を思っていることを手紙等を用いて伝達していくことである。これは、「やはり私は子どもからも愛されるに相応しくない」といった内的作業モデルに働きかけるだけに親にとっては有効なのではないか。同時にいえることは、子ども自身の内面に愛着を育むことである。これはソーシャルワーカーというよりも日々の生活を子どもと過ごすケアワーカーの中心的な役割といえよう。子どもの中に芽生えた愛着が親に対する信頼への期待を「再燃させる」ことができると考えるからである。

また、親が自らの行った行為を内省する力が重要であった。これは前述の世代間連鎖の議論からすれば、或る程度の愛着関係は結べている状況を推察できる。虐待という行為を他者からの批判されるのではないかという防衛に向き合う力があると考えられるからである。そうした力は少なからず有しているのであれば、その力を活用する。具体的にいえば、

子どもに自らの行為を反省している姿をみせることこそが、子どもに親自身が自らを良い方向に変えようとしていることを伝えることになるといった支援を展開していく。

(2) ストレングス・アプローチ

次に重要になってくるのが、ストレングス・アプローチである。いわば、親自体に課題解決力があるというソーシャルワーカーの信念のもとに、支援を展開していく方法である。

対応レベルで大切なことのひとつは、親の意思決定を重んじることである。これは自明であるようだが、難しいのではないかと思える。虐待する親は、「子どもを引き取らせろ」等、無謀なことを言ったり、逆に、何も意思決定できないか、しようもしない場合がみられ、ソーシャルワーカーの方が親に決定する判断能力が乏しいと捉えがちになってしまうからである。

だが、そうした或る意味での「操作」が、親自身に「無能」であることを伝え、余計に反感をかったり、依存性を強めることになる。

重要なことは、意思決定の範囲であり、手順ではないか。範囲というのは、その意思決定が結果的に悪くなる方向に行くことがわかっているにもかかわらず尊重できるかという意味で、どこまでの範囲を許容するかが問われてくる。ここで重要になるのは、何かを行わないという判断も含め、親自身が自分の判断と行動に自信をもてるよう、働きかけていくことなのだろう。したがって、一見無謀にみえる「子どもを引き取りたい」という意思決定においても、その部分的な思いは評価されるべきであって、すべてが否定されるわけではないのである。

したがって、ソーシャルワーカーには、親が意志をもつことの意義を認め、すべてを批判せずに、許容できる範囲を捉えていく能力が求められる。親が主体的な存在に成長していく力があることを前提とした関わりである。

白木らが紹介している Andrew Turnell (1999/2004) らの Solution and Safety Oriented Approach も、そのベースにあるのはストレングスの発想であろう。以下の6つの実践原則にそれをみることができる。特に、失敗ばかりに目をむけるのではなく、失敗のなかの成功という意味での「例外」を見出していくこと、評価尺度も「強さ」等の健康な部分に向けられている。親を「無力な存在」として捉えてしまうことが、実際に親を無力化させていくことを考えた際に、重要な指摘であろう。

- ① 家族一人ひとりのポジションを理解すること
- ② マルトリートメントに対する例外を見つけること
- ③ 家族の強さと資源を発見すること
- ④ ゴールに焦点を合わせること
- ⑤ 安全や改善を尺度で評価すること
- ⑥ 家族の意欲、自信、力量を評価すること

(3) ライフモデル及びシステム論

虐待をする親が抱えているのは、心理的課題だけではない。不安定就労とそれにともなう劣悪な住環境、地域社会からの孤立と親密な人間関係の不十分さである。今回の調査で

は、この4点が環境側の課題であった。

重要なことは、虐待する親との関係のなかで、環境側に余計に親を追い込むようなストレス源になってしまうことである。例えば、周囲の人が心配して親に声をかけたところ、烈火のごとく怒鳴られ、それ以降、支援するどころか、「あの家はとんでもない」等偏見を助長するようになってしまうようなことを意味する。つまり、親と周囲の環境との関係は、相互に、しかも悪循環しつつ、悪化の方向に強化され、親はますます追い込まれるという状況になることが問題なのである。

ライフモデルの理論的支柱のひとつは、ストレスコーピングモデルである。この場合、重要になってくるのは、ストレス源となっている環境側への働きかけである。したがって、虐待をする親の場合においては、親の能力に見合った職場を探すこと、偏見をもたれている地域社会にあって、ソーシャルワーカーが媒介機能をはたし、代弁者として親の思いを伝えていくことなどが期待されているだろう。さらに重要なことは、ソーシャルワーカーは、親の取り巻く環境を調整する社会資源を開発したり、マネジメントすることが役割となってくることである。

システム論として重要であると思うことは、むしろ、親子間を含め、家族をひとつのシステムとして捉え、その調整をはかっていくことにある。この家族をひとつのシステムとして捉える際に導かれるのは、まず①前述したシステム崩壊を再構成の機会として積極的に捉えるという視点である。ソーシャルワーカーにとって重要なことは、家族の役割とは、親の役割とは何かを親と共に考えていく姿勢が重要なかもしれない。その結果として、親自身が離婚なり、祖父母との同居を決断していくのが重要なのである。

次に、②システムが崩壊した直後に、家族システムはもとに戻ろうとすることが想定されるだけに、家庭復帰を図る援助は、入所後直後から集中的に行われる必要があるということである。

ソーシャルワーカーもしくは、家庭支援専門相談員は、以上あげた4つの理論モデルを併用して援助を展開していく必要がある。つまり、これらの4つの理論は独立して存在しているわけではなく、相互に関連しているのである。親のニーズを多面的に捉え、援助の方策も複数存在していることが重要なのである。親のニーズは、複合的な要因によって構成されていると考えられるからだ。

5 まとめと今後の課題

最後に上述したことを整理しつつ、今後の課題について述べて行きたい。

(1) 理論に基づいた援助展開－アセスメントを中心に－

1) アセスメント

①アタッチメントアプローチに基づくアセスメント

- ・親の生活史とそれにもなう対人関係様式の把握
- ・防衛の処理の方法

②ストレングス・アプローチに基づくアセスメント

- ・健康な価値観、対処行動等